



よくある質問と回答

Q1	令和9年度に新設する認可保育施設はありますか？
A1	令和9年度に新設する認可保育施設はありません。
Q2	利用を希望する保育施設を検討するために施設見学をしたいのですがどうすればよいですか？
A2	見学については、保育施設に直接お問い合わせください。
Q3	入所する児童はどうやって決まるのですか？
A3	入所選考は「新座市保育施設入所選考基準表」（33ページ参照）に基づいて保育指数を算定し、指数の高い児童を優先度が高いものとして、順番に入所内定の決定を行います。申請順（先着順）ではありません。 詳しくは19ページへ
Q4	就労要件で申込みをして入所内定となりましたが、申込みから入所までの期間に就労条件（勤務先・勤務日数・勤務時間等）が変わりました。入所内定となった保育施設に入所することはできますか？
A4	就労要件による申込みの場合、申込み時と同じ就労条件で入所後も継続して就労することが条件です。入所後又は入所までに就労条件の変更に伴い、保育指数が下がる場合、入所内定取消又は退園となることがあります。 転職や退職等により就労条件が変更となるご予定の方は、申込み前に保育課へご相談ください（申込み後に就労条件が変更されることとなった場合は至急ご連絡ください。）。
Q5	兄弟姉妹で同時に申し込む場合の申請書類は1人1セット必要ですか？
A5	入所児童1人につき1セット揃えていただく必要があります。 ただし、申請書以外のものは、1部原本をご提出いただければ、兄弟姉妹分はコピーの提出を可とします。
Q6	育児休業からの復職予定で兄弟姉妹を同時に入所申込みした結果、1人のみ入所内定となりました。1人のみ入所となった場合でも復職する必要がありますか？
A6	育児休業からの復職予定で申込みした結果、1人でも入所する場合は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。兄弟姉妹全員が入所できないと復職できない場合は、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」中の2人以上の申請がある方が記入する「希望入園方法」欄で1か2のいずれかを選択してください。
Q7	保育施設は月途中でも入所できるのですか？
A7	保育施設への入所時期は、4月から12月までの各月1日入所のみです。
Q8	育児休業の延長に必要な保育施設に入所できなかった証明をもらえますか？
A8	保育施設に入所できないことを証明する書類として「保育施設入所保留通知書」を発行しています。保育施設の入所申込みをしたが入所できなかった方へ発行することができます。 詳しくは12・21ページへ
Q9	育児休業を延長したいので、できる限り入所できないようにできますか？
A9	入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うことができます。ご希望の方は、「育児休業延長を許容できる旨の申立書」をご提出ください。
Q10	申込み時点で新座市外在住ですが、新座市の保育施設に申込みをする場合の申込み先はどちらですか？
A10	新座市への転入予定の有無によって、申込先が異なります。転入予定のある方は直接新座市へ、転入予定のない方は住民登録のある市区町村へお申込みください。 詳しくは17ページへ

Q11	保育施設ごとの入所できた世帯の指数を教えてください。人気のある園を教えてください。
A11	申込みされる方の状況は毎年毎月異なり、内定した世帯の指数は変動するので、公開しておりません。新座市では保育施設ごとの入所倍率をだしていないので、人気のある園も回答できません。
Q12	保育施設の空き状況はどこで公開しているのですか？
A12	4月～12月の1日時点の空き状況を各月1日に市ホームページで公開しています。 (保育施設待機児童一覧) 
Q13	出生前児童の入所申請はできますか？
A13	4月入所申請（1次選考又は2次選考）のみ出生前児童の入所申請を受け付けます。 詳しくは22ページへ
Q14	育児休業中で入所が決まった場合、いつまでに復職すればよいですか？
A14	入所月内又は入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。「復職証明書」を復職後2週間以内に市役所の窓口または通園中の保育園に提出してください。
Q15	内職や業務委託を受けている場合、就労証明書は誰が記入すればよいですか？
A15	就労している保護者様ご自身が記入してください。また、自営の証明となる書類（業務委託契約書、発注の履歴、納品書等）も添付してください。
Q16	保留となった場合に希望施設の待機順位等は教えてください。
A16	電話等で個別にお問い合わせいただければ、ご自身の指数及び希望施設の待機何番目かをお答えできますが、次回の選考に向け順位が変動する可能性があるため、あくまで現時点での情報となります。
Q17	就労証明書の育休延長可否で「否」と書いてもらった方が内定しやすくなりますか？
A17	就労証明書の「育休延長可否」の項目は、育休期間中に保育園が内定しなかった場合に、育休期間を延長することができるかどうかを記入する項目です（例：8月31日まで育休取得中の方が8月選考で入所保留となった場合、育休延長可否が「否」となっていると9月以降の入所選考での点数に影響が出ます。）。 「延長可」と記入することで、育休延長できるから保留でも大丈夫だろうと受け取られ、選考上不利になるのではないかという質問を受けることがありますが、選考はあらかじめ定められた基準表に基づき保育指数を算定して行われるため、恣意的な調整はありません。
Q18	現在育休中で、派遣社員として就労しています。保育園内定に伴い復職先が変わっても平気ですか？
A18	派遣元が変わらず、新しい派遣先での勤務条件が申請時と同等以上であれば問題ありません。派遣元が変わる、復職先は同じだが勤務条件が変わる等の場合は選考に影響が出る可能性があるため必ず保育課へご相談ください。
Q19	現在就労中で、保育園内定に合わせて転職を予定しています。点数はどのようにになりますか？
A19	① 入園前に転職予定の方 転職先の就労内定証明書が必要です。就労の指数となります。 ② 入園月内に転職予定で離職期間がある方 転職先の就労内定証明書が必要です。離職期間があるため就労内定の指数となります。 ③ 入園月内に転職予定で離職期間がない方（途切れなく転職） 転職先の就労内定証明書が必要です。これに加えて、転職前の就労証明書の提出があり、勤務時間が同一指数の範囲内である場合は、就労の指数となります。転職前の就労証明書の提出が無ければ転職後の勤務時間をもとに就労内定の指数となります。 ④ 入園後1か月以上経過した後に転職予定である方 現在の職場の就労証明書が必要です。就労の指数となります。

Q20	市外からの申し込みの場合課税証明書は必要ですか？
A20	入所選考時、新座市に住民登録がない方の場合個人番号（マイナンバー）の提出があっても情報連携することができないため、課税証明書の提出が必要になります。課税証明書の提出がない場合、同一指数の判定の際に不利になることがあります。
Q21	令和8年1月1日時点で海外にいたため、令和8年度の課税証明書が発行できない場合どうすればよいですか？
A21	令和7年1月から12月までの収入がわかる書類を提出してください。その資料を基に市民税相当額を計算し入所選考や保育料算定に使用します。